

厚生労働省における

「子どもの心の診療」に関する取組

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

背 景

- ・ 「健やか親子21」における主要課題
子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ・ 平成16年6月閣議決定された「少子化社会対策大綱」
心の健康づくり対策として、医師、保健師等を対象に、児童思春期における心の問題に対応できる専門家の養成研修を行い、精神保健福祉センター等において、児童思春期の専門相談の充実を図る
- ・ 平成16年12月24日少子化社会対策会議決定「子ども・子育て応援プラン」
今後5年間の目標として、「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医(子どもの診療に関わる医師)の割合100%」
- ・ 平成16年12月成立「発達障害者支援法」
発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援の推進
小児科医及び児童精神科医の需要が増大

発達障害への対応について(乳幼児健診)

発達障害者支援法(抄)

(平成17年法律第167号)

第5条 市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第14条第1項の発達障害者支援センター、第19条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関を紹介し、又は助言を行うものとする。

子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の
具体的実施計画について(抜粋)

平成16年12月24日 少子化社会対策会議決定

子どもの心の健康支援の推進

【今後5年間の目標】

子どもの心の健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医(子どもの診療に関わる医師)の割合

…100%

【具体的施策】

子どもの心の問題に対応できる小児神経科、児童精神科等の医師、保健師等の養成を図るとともに、精神保健福祉センター、児童相談所等における専門相談の充実を図る。



「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会(平成17年3月より)

子どもの心の診療医の教育・養成のための検討

- ・ 「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の設置
 - 平成17年3月～平成19年3月(終了)
 - 座長: 柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所長
国立成育医療センター名誉総長
- ・ 関係学会や関係団体からの意見聴取
 - 日本小児科学会、日本小児科医会、日本精神神経学会をはじめ16の学会・関係団体

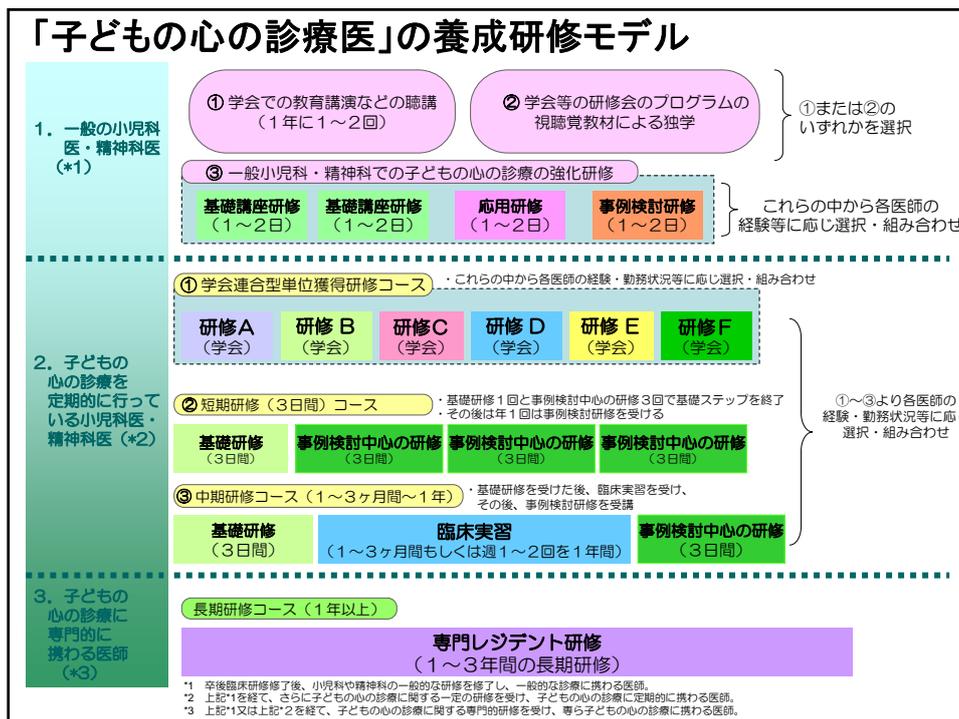


「子どもの心の診療医」の養成検討会における議論

- ・ 当面の目標

対応できる医師の層を厚くする





子どもの心の診療に関するテキスト

「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」報告書を踏まえ、3種類のテキストを作成

- **子どもの心の診療テキスト**
(社)日本小児科学会の協力を得て、同学会の全会員に配付
- **一般精神科医のための子どもの心の診療テキスト**
(社)日本精神神経学会の協力を得て、同学会の全会員に配付
- **子どもの心の診療医の専門研修テキスト**
子どもの心の診療を定期的に行っている小児科医・精神科医を対象

厚労省のHPIに掲載

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kokoro-shinryoui.html>

子どもの心の診療に関連する研修

- **発達障害支援医学研修／発達障害早期総合支援研修**
国立精神・神経センター精神保健研究所において開催
前者は医師、後者は医師及び保健師を対象
- **思春期精神保健対策専門研修会**
平成13年度から、日本精神科病院協会に委託して実施
医師対象のコースと、コメディカルスタッフ対象のコースを開催
- **「子どもの心の診療医」研修会**
平成19年度から、恩賜財団母子愛育会において開催
小児科医、精神科医等を対象
- **「発達障害児の早期発見と支援」研修会**
自治体の保健師を対象に、平成20年度から恩賜財団母子愛育会において開催
- **子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成セミナー**
厚生労働科学研究費補助金事業(平成20年～)の一環として開催
子どもの心の診療に携わる若手医師を対象

平成20年度診療報酬改定における 子どもの心の対策について

- 小児特定疾患カウンセリング料
1年を限度として月1回 → 2年を限度として月2回
710点 1回目500点 2回目400点
- 通院・在宅精神療法(20歳未満加算 200点)
6ヶ月以内 → 1年以内
- 児童・思春期精神科入院医学管理加算
350点(病棟単位) → 650点(治療室単位でも可)

厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究)

- ・「子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成に関する研究」
(H17～19年)
(主任研究者:柳澤正義 恩賜財団母子愛育会子ども家庭総合研究所長)
- ・「子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究」(H20～)
(研究代表者:奥山眞紀子 国立成育医療センターこころの診療部長)
- ・「軽度発達障害児の発見と対応システムおよびそのマニュアル開発に関する研究」
(主任研究者:小枝達也 鳥取大学地域学部教授) (H16～18年)
- ・「乳幼児健康診査における高機能広汎性発達障害の早期評価及び地域支援の
マニュアル開発に関する研究」(H16)
(主任研究者:神尾陽子 九州大学大学院(当時))
- ・「保健師・保育士による発達障害児への早期発見・対応システムの開発」
(主任研究者:高田哲 神戸大学医学部教授) (H17～19年)
- ・「児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに
関する研究」(H17～19年)
(主任研究者:奥山眞紀子 国立成育医療センターこころの診療部長)

厚生労働科学研究(こころの健康科学研究)

- ・「広汎性発達障害・ADHDの原因解明と効果的発達支援・治療法の開発—分子遺伝・脳画像を
中心とするアプローチ—」(H17～19年)
(主任研究者:加藤進昌 昭和大学医学部教授)
- ・「発達障害(広汎性発達障害、ADHD、LD等)に係わる実態把握と効果的な発達支援手法の開
発に関する研究」(H17～19年)
(主任研究者:市川宏伸 東京都立梅ヶ丘病院院長)
- ・「思春期のひきこりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築
に関する研究」(H19～)
(研究代表者:齊藤万比古 国立国際医療センター国府台病院第二病棟部長)
- ・「夜型社会における子どもの睡眠リズムによる心身発達の前方視的研究と介入法に関する研究」
(H19～)
(研究代表者:新小田春美 九州大学大学院医学研究院准教授)
- ・「発達障害者の新しい診断・治療法の開発に関する研究」(H19～)
(研究代表者:奥山眞紀子 国立成育医療センターこころの診療部長)
- ・「1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の变化・地域ベースの横断的及び縦断的研究」
(H20～)
(研究代表者:神尾陽子 国立精神・神経センター精神保健研究所児童・思春期精神保健部長)

厚生労働科学研究(障害福祉総合研究)

- ・「ライフステージに応じた広汎性発達障害者に対する支援のあり方に関する研究:支援の有用性と適応の評価および臨床家のためのガイドライン作成」
(H19～)
(研究代表者:神尾陽子 国立精神・神経センター精神保健研究所児童・思春期精神保健部部长)
- ・「発達障害児に対する有効な家族支援サービスの開発と普及の研究」
(H19～)
(研究代表者:辻井正次 中京大学社会学部教授)
- ・「トウレット症候群の治療や支援の実態の把握と普及啓発に関する研究」
(H20～)
(研究代表者:金生由紀子 東京大学医学部特任准教授)
- ・「小児行動の二次元尺度化に基づく発達支援策の有効性定量評価に関する研究」(H20～)
(研究代表者:稲垣真澄 国立精神・神経センター精神保健研究所知的障害部部长)

子どもの心の診療拠点病院の必要性

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会報告書
(平成19年3月)

子どもの心の診療については、ひきこもりなどの適応不全をもたらす精神疾患、発達障害、虐待を受けた子どもへの医学的評価やケアなどへの対応が求められており、各都道府県において少なくとも1か所は、こうした乳幼児期から青年期までの子どもの心の診療及び研修を専門的に行える中心的な役割を果たす医療機関(子どもの育ちに配慮した入院治療を行う専門病棟をもつことが望ましい)が必要である。

日常的な外来診療から入院治療を含む高度な医療まで必要に応じて適切な診療が可能な子どもの心の診療体制を確立するとともに、保健、医療、福祉、教育など各分野の関連専門機関が連携して子どもの心の問題に取り組めるような連携体制を確立し、質の高い研修を行うためには、地域に高度に専門化された入院治療機能を持つ中核的な医療機関を整備し、診療システムを確立する必要がある。

子どもの心の診療拠点病院の必要性

発達障害者支援法 第19条1項

都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認め
る病院又は診療所を確保しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律 第4条第1項

(平成20年4月施行)

国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童
虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対
する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家
庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関
係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支
援、医療提供体制の整備その他児童虐待の防止のために必要な体制の整備に
努めなければならない。

子どもの心の診療拠点病院ネットワークのイメージ

